

# 災害時に避難の支援を必要とする方へのご案内

## ～ 避難行動要支援者の避難支援制度について ～

災害対策基本法の改正により、平成26年度から「災害時要援護者」の名称は「避難行動要支援者」に変更となり、支援制度の見直しが行われました。

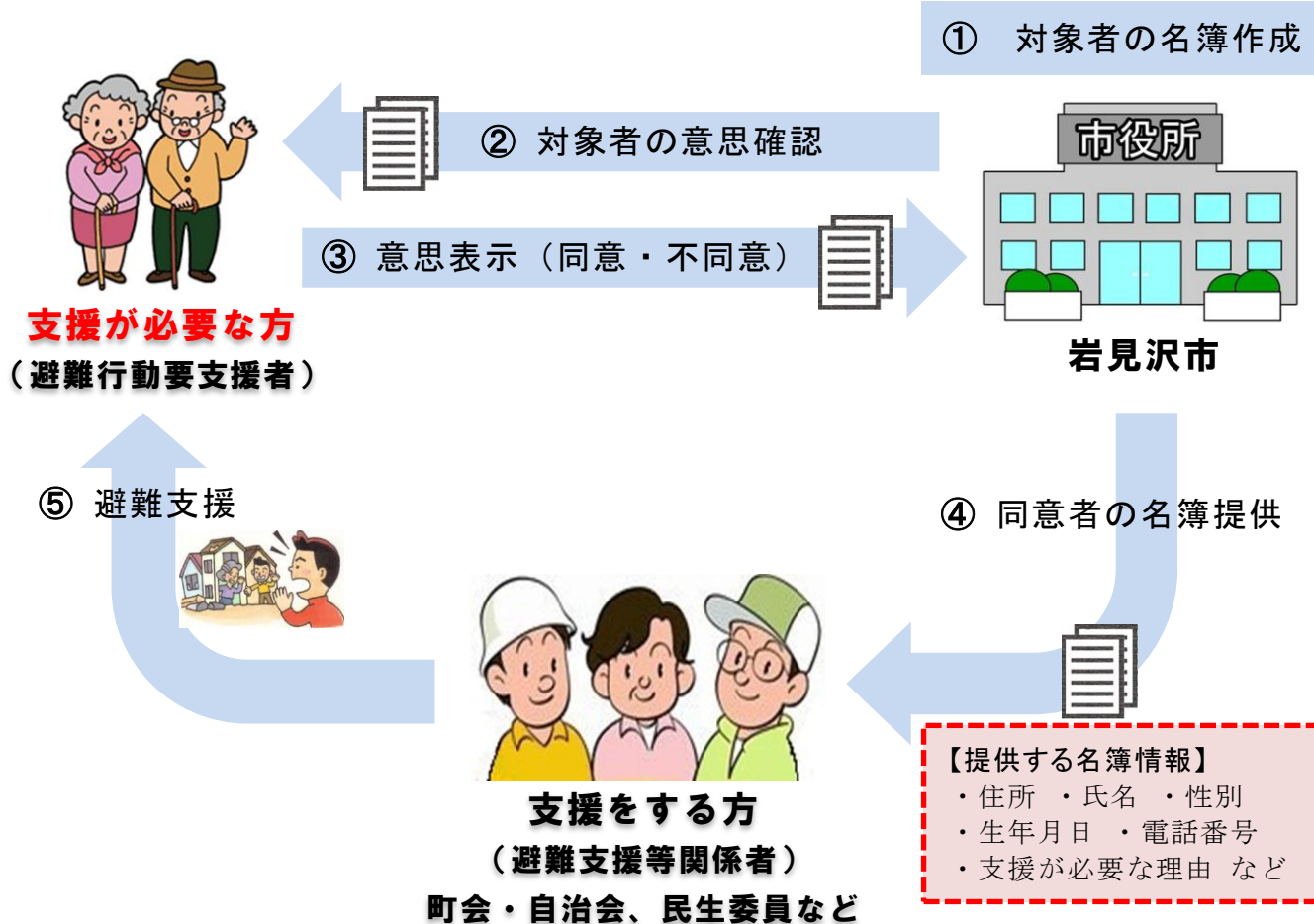
この制度は、一人暮らしの高齢者や障がいのある方などのうち、避難の支援が必要な方(避難行動要支援者)について、本人の同意に基づき、平常時から名簿情報を町会・自治会や民生委員など(避難支援等関係者)に提供し、日頃から情報を共有することで、情報伝達や安否確認など、災害時における避難を支援する制度です。



### <災害対策基本法の改正による主な見直しの内容>

- ◆市は、避難行動要支援者名簿を作成
- ◆避難行動要支援者本人からの同意の上、平常時から避難支援等関係者（町会・自治会、民生委員など）に名簿情報を提供
- ◆災害時には、本人同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供

## 制度のしくみ



※災害時には、同意の有無に関わらず[①対象者の名簿]を提供します。

## 支援の対象となる方

下記の要件に該当する、在宅の方が対象となります。

(※病院や施設などに長期で入院・入所している方は、対象になりません。)

(1) 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 75 歳以上の一人暮らしの方</li> <li>● 75 歳以上の高齢者のみの世帯の方</li> <li>● 緊急通報装置の設置世帯の方</li> </ul>
(2) 要介護認定者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要介護 3 以上の認定を受けている方</li> </ul>
(3) 障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障がい者 (身体障害者手帳 1 級・2 級を所持している方)</li> <li>● 知的障がい者 (療育手帳 A 判定を所持している方)</li> <li>● 精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方)</li> </ul>
(4) その他	上記以外の理由で、避難支援が必要と認められる方で、支援を希望し情報提供に同意した方

## 支援を受けるにあたって（手続の流れ）

① 対象者の名簿作成 **※左ページの「制度のしくみ」と併せてご覧ください。**  
市役所は、把握している情報を集約し、対象者の名簿を作成します。

② 対象者の意思確認  
市役所は対象者の方へ、「個人情報提供同意書」と「避難支援プラン(個別計画)」を送付し、支援をする方に、平常時から名簿情報を提供することについての意思確認を行います。

③ 意思表示（同意・不同意）  
対象者の方は、平常時からの情報提供について、「個人情報提供同意書」に同意の有無を記載してください。

### ●同意する方

⇒ 同意します] にチェックをつけ、「避難支援プラン(個別計画)」にも受けたい支援の内容など必要事項を記入し、返信用封筒により返送してください。

### ●同意しない方

⇒ 同意しません] にチェックをつけ、返信用封筒により返送してください。  
※この場合、「避難支援プラン（個別計画）」の提出は不要です。

④ 同意者の名簿提供  
市役所は、同意した方の名簿と「避難支援プラン（個別計画）」を平常時から、支援をする方（町会・自治会、民生委員など）に提供します。

⑤ 避難支援  
災害時には、支援をする方が提供を受けた名簿情報をもとに、避難支援を行います。

## 災害時の支援内容

災害が発生した場合、支援をする方は次のような避難支援を行います。

- 避難準備情報など、災害に関する情報を伝えます。
- 安否の確認を行います。
- 避難所などへの避難誘導や介助を行います。

### <ご理解いただきたいこと>

- ◆災害の状況によっては、支援をする方も被災することがあるため、避難の支援が遅れたり、困難な場合があります。
- ◆支援をする方には、できる範囲での支援をお願いするものであり、法的な責任を負うものではありません。

## 個人情報の取扱い

同意いただいた個人情報については、市及び避難支援等関係者において適正に管理し、災害時における避難支援以外の目的には使用しません。

## 支援を受ける皆さんへのお願い

1. 支援を受けようとする方も、「自分の身は自分で守る（自助）」という意識を持って、日頃から災害時の準備をしておきましょう。
2. この支援制度は、地域での助け合い（共助）によって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。災害時のみならず、日頃からご近所の人など地域の皆さんと気軽に話しができる関係づくりを心がけましょう。

**町会・自治会に加入していない方は、  
ぜひ、この機会に加入しましょう！**



## お問い合わせ

岩見沢市役所  
岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号  
総務部 防災対策室  
(電話) 0126-23-4111